

主 文

監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社に平成〇年〇月〇日にアルバイトとして雇用され、A店において、ホール接客及びカウンター景品交換の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月下旬にA店の店長として正式に赴任してきたB店長及びB店長の右腕として平成〇年〇月月からA店で常時勤務するようになった社員のCから日常的にパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けようになり、特に、平成〇年〇月〇日、翌〇日及び平成〇年〇月〇日の閉店後、深夜にB店長から長時間に及ぶ罵倒や人格を否定する叱責等を受けたことにより、体調が悪化し、同年〇月〇日以降出勤できなくなったとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日Dメンタルクリニックに受診したところ「適応障害、双極性感情障害」と診断され、さらに、同年〇月〇日Eメンタルクリニックに受診し「混合性不安抑うつ障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、こ

れを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 専門部会の意見書によると、請求人に出現した症状は、抑うつ症状発現後の自律神経症状であると考えられるとして、請求人は平成〇年〇月下旬にICD-10診断ガイドラインの「F41他の不安障害」を発病したとされている。

しかしながら、L医師は、請求人に関する精神医学的意見書において、請求人は平成〇年〇月半ば頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2適応障害」(以下「本件傷病」という。)を発病し、平成〇年〇月下旬に悪化したとみるべきであるとの所見を述べている。当審査会としては、請求人の症状等の経過に照らすと、L医師の所見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 発病までの業務による心理的負荷について

請求人らは、請求人がB店長から日常的にパワハラを受けていたと主張するので、以下、検討する。

ア 請求人らは、請求人が、平成〇年〇月下旬、仕事で遅くなり終電を逃し社員寮の友人宅で寝泊りしたことについて、B店長から、事務所において2、3回、事情は一切無視し、頭ごなしに「だからな、おまえみたいなアホはな・・・」、「一個ずつみたらアホやないのに、全部まとめたらアホやな」、「どう責任とんねん」などと叱責されたと主張する。

この点、M班長は、要旨、「請求人が社員寮の友人宅で寝泊まりしたことについて、B店長から『お前みたいなアホは』、『どう責任とんねん』などと言って怒られたというのは私も聞いたことがある。」と述べており、B店長から人格を否定するような言動で頭ごなしに叱責されたとする請求人の主張は事実であったと認められ、当該出来事は、業務による心理的負荷評価表の「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するものと判断する。

イ 請求人らは、平成〇年〇月〇日の勤務終了後、請求人が、B店長からホールに呼ばれ、倉庫にある商品の中に在庫管理ができていないものがあるなどとして、翌〇日午前1時30分頃から午前3時頃まで約1時間30分にわたり、ずっと立たされ、泣くほど、大声で怒鳴りながら激しく叱責されたと主張する。

この点、G班長は、要旨、「同日の勤務終了後、請求人がB店長に午前1時30分頃から午前3時頃まで1時間30分くらい立たされて泣いているところを見ている。怒鳴り声が聞こえ、はっきり聞こえたのは『アホ』くらいだったが、自分も怖かった。他の役職者も事務所の防犯カメラで見っていた。胸が痛かった。」と述べており、当該出来事は、事実であったと認められる。

さらに、請求人らは、請求人が、同日B店長に倉庫の在庫管理は前任者から引き継いだとおりにしていると説明したにもかかわらず、B店長から「お前の嘘は分かっているし、前任者のF元社員に電話で聞くから明日は覚悟しておけよ」と言われ、翌日B店長がF元社員に電話し請求人の説明が事実であったことが明白になったと主張する。

この点、F元社員は、請求人に対し、携帯電話のメールで、要旨、「倉庫の奥の商品は自分も前にいた社員から引き継いで貰っていなかった旨B店長に返答した。」と述べていることから、商品の在庫管理についてアルバイトである請求人に大きな落ち度があったとは認められないものである。

以上から、〇月〇日の勤務終了後のB店長による請求人に対する叱責も、その言動を含め業務指導の範囲を逸脱した過剰なものであったと認められ、業務による心理的負荷評価表の「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するものと判断する。

ウ 以上、2回にわたるB店長による請求人に対する対応について検討すると、上記の経過から見て、いずれも叱責に至る理由について合理性があるとは判断しがたく、また、その言葉遣いも常軌を逸したものであり、さらに平成〇年〇月〇日における叱責については、真夜中に長時間にわたって請求人を立たせたまま行ったという事情などを鑑みると、その心理的負荷の強度は「強」に相当すると判断すべきものである。

(4) 発病後の業務による心理的負荷について

請求人らは、平成〇年〇月〇日の勤務終了後にもB店長から30分以上、繰り返し執拗に怒鳴りつけられた旨主張している。同出来事は、請求人が本件傷病を発病した後のこととなるが、L医師は、同出来事についても請求人の病状を悪化させる要因になった旨述べていることから、当審査会においても検討すると、以下の事実が認められる。

ア 同日の出来事について、請求人らは、要旨、B店長が椅子に座ったまま、「N、お前、コラ、クズ、何、人の揚げ足とってノートに書いとんねん」、「期限にしても何にしても何かあったらお前を切る。お前はほんまに迷惑なんや。」等、やくざのような巻き舌の口調で、今にも物を投げられたり暴力をふるわれそうな勢いで怒鳴りつけられ、請求人は黙って下を向いているだけで、悔しくて泣いた旨主張している。

イ この経緯については、〇も、要旨、「平成〇年〇月〇日の勤務終了後、午前〇時過ぎに請求人と一緒に事務所に帰る挨拶に行った際、B店長がいきなり請求人を怒鳴りつけてきた。このときB店長は『人間のクズ』、『人として最低や』、『次は切るからな』などと言った。『次は切るからな』という発言は『クビにする』という意味だと思った。その怒鳴っている時間は約30分間続いた。」と述べており、B店長から人格を否定するような言動で激しく叱責されたとする請求人の主張は事実であったと認められる。

ウ 請求人らは、請求人が上記ノートに書いた内容やその理由等について具体的に申述しているが、当審査会としては、その内容には相当程度の信憑性が

あると判断するものである。すると、B店長が上記のような暴言を吐くことにつき正当な理由があったとは言えないものであり、同出来事も請求人の本件傷病を増悪させる理由となったことは否定できないものと判断する。

- (5) 以上のとおり、B店長は、請求人に対し、業務指導の範囲を逸脱し、人格を否定するような言動による叱責を感情的に、かつ、執拗に行っていたことが認められることから、業務による心理的負荷評価表の「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の項目の心理的負荷の総合評価は「強」に該当するものと判断する。したがって、請求人が主張する「Cとのトラブル」等のその他の業務要因について検討するまでもなく、請求人の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の全体評価は「強」と判断する。

加えて、請求人は、本件傷病を発病した平成〇年〇月半ば頃以降である平成〇年〇月〇日の勤務終了後の叱責によって症状が悪化し、強い不安、恐怖症状と抑うつ症状の出現により出社不能に陥ったものと判断する。

- (6) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

請求人の発病前おおむね6か月間において、業務以外の心理的負荷評価表の対象となる出来事は認められない。また、発病前における精神疾患の受診歴等は認められない。

- 3 以上のとおり、請求人に発病した本件傷病は業務上の事由によるものと認められるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。